

資料①

(決済をめぐる法制面の論点)

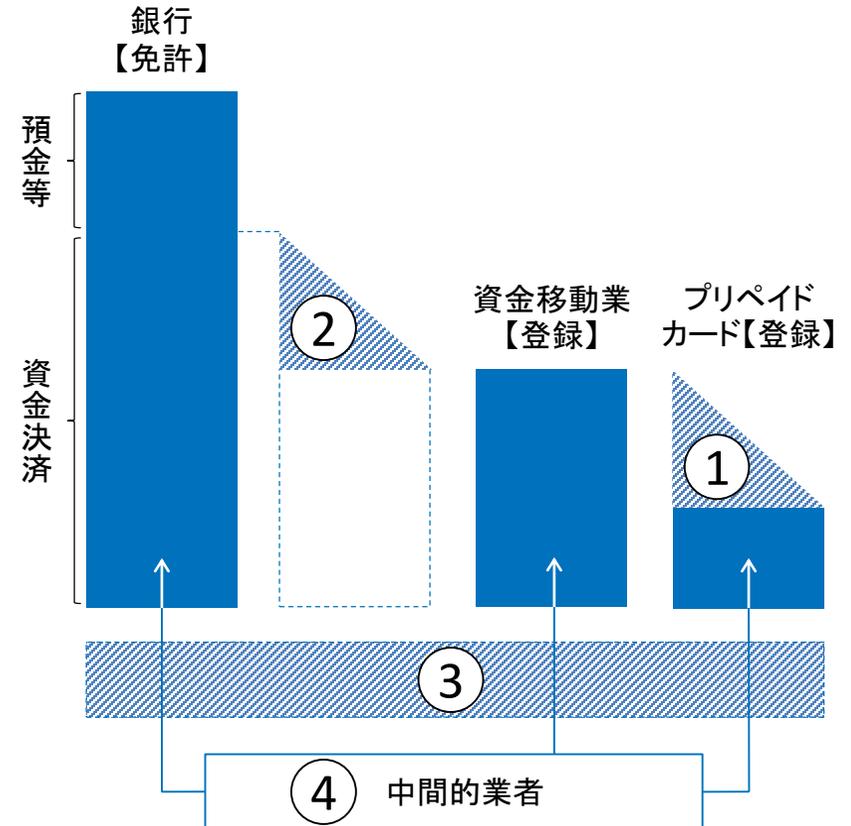
決済をめぐる法制面の論点①

論点(課題等)

- 決済をめぐる、今後より横断的な法制を構築していくという問題意識に立った場合、以下のような論点が出てくることが考えられるか。
- ① 資金移動業に近接したプリペイドカードの取扱い
 - 資金移動業規制の対象となる為替取引とは、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することであるが、現行では、プリペイドカードのうち、発行者がプリペイドカードの払戻しを行わないものについては、資金移動に用いられる余地がないものとして、資金移動業に該当しないとされてきた。
 - 他方、ITの進展により、例えば、一部のサーバ型プリペイドカードにおいて、ID番号をEメールで送付することにより、隔地者間で汎用性の高いプリペイドカードの移転が可能とされるなど、隔地者間での資金移動と近接した機能を提供しうるものが登場している。
 - こうしたプリペイドカードについて、払戻しを行わないものも含め、その法的整理についてどう考えるか。その際、例えば、プリペイドカードについては、顧客からの預り資産の半額の保全で足りるとされているが、資金移動業については預り資産の全額保全が求められていることなどを踏まえ、資金移動と近接した機能を提供するプリペイドカードの取扱いについてどのように考えるか。

参考

- 決済業務をめぐる現在の規制体系



決済をめぐる法制面の論点②

論点(課題等)

② (送金上限なく)為替取引のみを行う業者の位置付け

- 為替取引のみを行うものの、単なる少額の送金サービスの提供を超えて決済機能を提供する業というものを想定した場合、そうした領域に係る法制面の建付けを将来的にどう考えるか、との指摘がある。
- この問題を考えていくにあたっては、例えば、以下のような観点を含め、多面的な検討が求められるのではないかと。
 - ・ 銀行業が提供する各種の機能(安全資産提供、金融仲介機能・信用創造機能、決済機能)を統合的に提供することの意義、あるいは、そこから決済機能を分離することの意義等
 - ・ 仮に、決済機能のみを分離して実行する業を想定した場合、銀行業に係る各種規制の趣旨を踏まえつつ、そうした領域における規律付けがどうあるべきと考えられるか
 - ・ 預金保険制度をはじめとする諸制度との関係をどのように考えるか
等

参考

- 銀行業の定義(銀行法第二条第一項、第二項)
 - ・ この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。
 - ・ この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
 - 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
 - 二 為替取引を行うこと。

決済をめぐる法制面の論点③

論点(課題等)

③ 損失分担ルールなど欠落している要素の整備

- 現行、銀行に関しては、不正な払戻しが発生した場合に、預金者保護等の観点から、右記のような損失分担ルールが設けられているが、銀行に限らず、資金決済全体をカバーするようなルールは存在しない。
- もっとも、こうした議論を進めるにあたっては、ITが金融サービスの主要部分に介在しつつあることの影響などを踏まえ、私法的観点から、損失分担ルールについての考え方がどのように整理されるか等をまずは十分に踏まえながら、検討していく必要があるのではないか。

参考

○ 我が国の銀行業に係る損失分担ルール

- ・ 法令(預貯金者保護法)及び全銀協申合せにより以下のルールを整備。

	個人	法人
個人の偽造・盗難カードを用いたATM不正払戻し(送金含む)【預貯金者保護法】	盗難通帳を用いた不正払戻し・インターネットバンキング(IB)による不正払戻し(送金含む)【全銀協申合せ】	インターネットバンキングにおける預金等の不正払戻し(送金含む)【全銀協申合せ】
○ 預金者による過失の態様に応じて、以下の取扱い ・ 無過失⇒全額補償 ・ 過失⇒偽造は全額、盗難は75%補償 ・ 重過失⇒補償されない	○ 預金者による過失の態様に応じて、以下の取扱い ・ 無過失⇒全額補償 ・ 過失⇒盗難通帳被害は75%補償、IBの場合は個別対応 ・ 重過失⇒盗難通帳被害は補償されない、IBの場合は個別対応	○ 法人顧客のセキュリティ対策状況等に応じて個別判断

○ 預貯金者保護法の考え方

- ・ 民法の原則(銀行が善意・無過失である限りにおいて弁済は有効)の修正を図っている。これは、金融機関と預金者では、一般的に立証能力等に差があり、上記原則をそのまま適用するのでは預金者側に酷な場合が多いという発想に基づくものとされる。
- ・ また、個人預金者と法人預金者を区別した制度設計がなされているが、これは、法人については不正払戻しを防止するための能力が個人に比して高く、保護の必要性が低いと考えられることによるものとされているところ。

決済をめぐる法制面の論点④

論点(課題等)

④ いわゆる中間的業者の取扱い

- 銀行等と顧客の間で、顧客のために決済指図の伝達等を行う中間的業者が登場しているが、それらをめぐる法的な取扱いが不明確であり、その全てについて、利用者保護上、十分な対応が取られているか不安を指摘する声がある。
- さらに、オープン・イノベーション(銀行とフィンテック企業等との連携・融合)の観点から、銀行界を中心に関係者が連携して、オープンAPI(フィンテック企業等が銀行システムの情報や機能を利用できるよう、システムに接続するための仕様を公開する取組み)の検討が進められているが、法制度が整備されていないことがそうした取組みの妨げになるのではないかと指摘も寄せられている。
- また、関連して、現行の銀行代理業規制は形式面に偏っている部分があり、多様なサービスが展開される中で適合的といえるか、オープン・イノベーションの妨げにならないかとの指摘もある。

以上のとおり、決済をめぐる法制面の論点は多岐にわたるが、取引・サービスの進展の状況やフィンテックをめぐるオープン・イノベーションの展開等に鑑みると、まずは④(いわゆる中間的業者の取扱い)について議論を進めることが要請されていると考えられるが、どうか。

参考

○ FinTechサポートデスクに寄せられた指摘(例)

「API^(注)を公開した金融機関と連携したサービスの提供等を検討しているが、現行の法制度に必ずしも適合する枠組みが無いことが、銀行との連携・協働等の妨げとなり、円滑なサービス展開等の障害となっている。」

(注) API (Application Programming Interface)とは、銀行システムの情報や機能を利用できるよう、システムに接続するための仕様のこと。

○ 現行の銀行代理業規制

- ・ 許可制
- ・ 当座預金業務、貸付業務の代理・媒介を営む場合、営業所ごとの実務経験者等の配置義務

貸付(規格化された貸付商品を除く)業務の代理・媒介を行う場合	貸付業務経験3年以上
事業用貸付(規格化された貸付商品に限る)業務の代理・媒介	貸付業務経験1年以上
当座預金業務の代理・媒介	当座預金業務又は貸付業務経験3年以上
法人の場合	上記のほか、銀行法、会社法等の代理業務の法令等遵守に係る専門的な知識をもつ責任者の配置義務

- ・ 兼業について承認制
- ・ 当該銀行代理業者への規制に加え、所属銀行に対して指導義務や損害賠償義務 等